

ここから

kokokara

だより

《目次》

- P1 所長あいさつ
- P2～3 島根県立心と体の相談センター業務紹介
- P4 情報コーナー
「連載企画『あいサポート運動』」・編集後記

『ともだち』高尾利明
平成25年度 障がい者アート作品展 金賞

所長あいさつ

島根県立心と体の相談センター所長 小原圭司

「ここからだより」第1号をお届けします。島根県立心と体の相談センターでは、年に1回「業務概要」を発行していますが、それよりも少し気楽に読んでいただけて、障がいに関わるトピックスや、当センターで行っている事業の内容などについて、知っていただければという気持ちから、この「ここからだより」を発刊することにいたしました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の巻頭言では、当センターの行っている、ひきこもり支援についてお伝えしたいと思います。

ひきこもり状態の方がおられる世帯は、平成18年から3年間かけて行われた厚生労働省の調査で、全国で約26万世帯と推定されています。島根県が平成25年に民生委員・児童委員の方々のご協力のもとに行った調査でも、ひきこもり状態の方は把握できただけで県内に1040人いらっしゃるということがわかりました。当センターにおいては、これまで①来所や電話での個別相談、②当事者の日中活動の場であるデイケア「クローバー」、③家族教室、④家族教室OBのための「家族のつどい」という4本立てで支援を行ってきましたが、こうした結果を受けて、平成26年度は、③の家族教室を、これまでの県内の東西2カ所から、県内7カ所に増やして行い、内容についても大幅な見直しをおこないました。さらに今年度の後半では、CRAFTといわれる、家族と当事者のコミュニケーションを改善するための一歩進んだプログラムを導入する予定です。また、県全体の施策として、ひきこもり支援の窓口を各市町村に設けることになりましたので、各市町村の支援担当者の方々を対象として、支援者向け研修を開始いたしました。②のデイケア「クローバー」についても、認知行動療法的なプログラムの試行を行うなど、様々な取り組みをしております。

以上、当センターにおけるひきこもり支援の概要についてお伝えいたしました。

これからも可能な限りわかりやすく、いろいろな情報をお伝えしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

島根県立心と体の相談センター業務紹介

精神保健福祉業務

★自立支援医療（精神通院医療）受給者証 及び精神障害者保健福祉手帳の審査、発行

精神的な疾患で通院する際にかかる医療費の一部を公費で負担を受ける際の受給者証と、精神に障がいのある方が、各種福祉サービスを利用しやすくするための手帳を発行しています。

（申請窓口は市町村役場）

★依存症支援

依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）に伴う諸問題について、相談や研修会、技術支援をしています。

★ひきこもり支援

集団活動を通してコミュニケーションの回復を図り、自信を取り戻すことを目指す思春期・青年期グループ（クローバー）活動を、毎週木曜日の午後に開催しています。

“心と体の相談センター”
って何をするとところ？



高次脳機能障がい 県支援拠点業務

高次脳機能障がいのある方への支援を強化するため、各圏域の相談支援拠点（7施設）をバックアップして、地域支援ネットワークの充実を図るため、関係機関と連携確保・連絡調整を行っています。

★普及啓発、技術指導、 組織育成、専門研修

心の健康に関する普及啓発を図っています。また、精神保健福祉関係団体の活動支援や市町村・保健所及び関係諸機関への技術援助、専門研修などを実施しています。

★精神医療審査会

精神に障がいのある方の人権に配慮し、入院中の医療と保護が適正に行われるよう、入院の要否及び処遇の適否の審査を行っています。

★自死対策情報センター

自死予防の強化を図るため、予防対策の啓発や研修実施、さまざまな情報発信を行っています。

★自死遺族への支援

自死遺族の方の悩み事などへの相談に応じています。また、関係機関や自助グループ等と連携し、支援を行っています。



身体障がい者福祉業務

★身体障害者手帳の審査、発行

身体に障がいのある方が、各種福祉サービスを利用しやすくするための手帳を発行しています。
(申請窓口は市町村役場)

★自立支援医療(更生医療)の判定、 補装具の給付及び適合判定

身体に障がいのある方が、日常生活や社会生活の向上を図れるように、障がいを軽減するための医療や補装具の給付等を受けるための判定をしています。
(申請窓口は市町村役場)



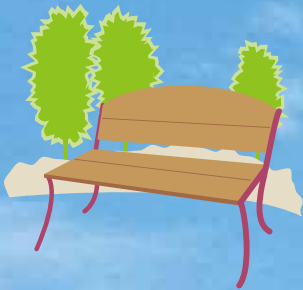
知的障がい者福祉業務

★知的障がいに関する相談、判定

知的障がいのある方の療育手帳にかかる判定を行っています。
また、各種福祉サービスを受けるために必要な判定も行っています。
(18才未満の方は、児童相談所で行います。)

★療育手帳の発行

知的障がいのある方が、各種福祉サービスを利用しやすくするための手帳を発行しています。
(申請窓口は市町村役場)



相談のご案内

心と体の相談センターでは、各種相談に応じています。相談は無料、個人の秘密は固く守ります。ひとりで悩まずにご相談ください。

《心のダイヤル》

0852-21-2885

心の健康全般
～薬物・ギャンブル・アルコールの問題、対人関係や性格の悩み、家庭や家族の悩み、職場の悩み、思春期(ひきこもり)の問題 など～
※来所相談にも応じます。(予約制)



《自死遺族のための 相談ダイヤル》

0852-21-2045

自死遺族の方の悩み など

連載企画

あいサポート運動

あいサポーター



「あいサポート運動」を知っていますか？

「あいサポート運動」とは、県民誰もが、「多様な障がいの特性」「障がいのある方の困りごと」「障がいのある方への必要な配慮」などを理解し、必要なときにちょっとした手助けができる“やさしくて温かい地域社会づくり”をめざす県民運動です。この運動は、鳥取県で創設され、平成23年4月から島根県も連携して取り組んでいます。

「あいサポート運動」を実践していく方々を「あいサポーター（障がい者サポーター）」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、誰でもなることができます。あいサポーターの輪は、多くのみなさんの賛同を得て、全国に広がっています。

みなさんも一緒に「あいサポート運動」に参加しませんか？

第1回

はじめに

まず、障がいについて理解してください。

障がいは誰にでも生じ得るものです。

病気や事故はいつ起こるかわかりません。同様に、障がいはいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

外見ではわからない障がいのため、理解されず苦しんでいる方もおられます。

障がいは多種多様であり、外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。

障がいは多種多様で同じ障がいで一律ではありません。

障がいの種類も程度もさまざまであり、同じ障がいで、その症状は一律ではありません。また、複数の障がいを併せ持つ場合もあります。

周囲の理解や配慮があれば、活躍できることがたくさんあります。

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。

障がいの種類・程度は人それぞれに違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障がいのない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんおられます。

そして、こんな配慮をお願いします。

障がいのある方に冷たい視線を送ったり、見て見ないふりをしないでください。 困っていそうな場面を見かけたら…

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。見守ることと、時には支える姿勢が大切です。

介助者がいても

介助者ではなく本人に話しかけましょう。

「障がいがあるから」と決め付けず

それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう。

自分のイメージですべての障がい者を見ないでください。

障がいだけをみるのではなく、その人の全体像を見て接しましょう。



障がいを知り、共に生きる ～まず、知ることからはじめましょう～

次回以降は、「障がいの特性」や「配慮してほしい点」などを紹介します。

「ここから だより 第1号」 2014年12月

発行:島根県立心と体の相談センター

〒690-0011

島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F

TEL.0852-32-5905・5908 FAX.0852-32-5924

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

(この機関紙は、当センターのホームページにも掲載しています。)

編集後記

早いもので今年も残すところあと1ヶ月を切り、街はすっかり年末の装いになりましたが、無事「ここからだより第1号」を発行することができました♪

多様な価値観が存在する今の社会においては、心の健康を維持することは難しく、当センターに求められる役割は年々大きくなっていると感じています。

この機関紙により、少しでも心と体の相談センターを身近に感じ、気軽に利用していただけたらいいな、と思います。(担当 T)

機関紙名称「ここからだより」について

「ここから」は当センターの名称にもある『心(こころ)』と『体(からだ)』を略した言葉で、「ここから(この機関紙から)センターの業務や障がいへの理解を深めてほしい」という願いを込めています。